ISSN 0919-1070
No.115=2008 年 8 月号

●いんふぉめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◇国連人権理事会が日本の人権状況を検討
～「普遍的定期審査」で、歴史の歪曲、
体罰の問題等も取り上げられる～
平野裕二（代表委員） 1

◇市民国際プラザ
企画展「世界がかわした約束　～子どもの権利展～」報告 5
喜多明人（子どもの権利条約総合研究所）
森田明美（こども福祉研究所）
★ DOCUMENT（No92）子どもの人権と教育関係の報道と記録から 10

◇子どもの権利条約バッジ・リーフレットの案内 22

◇子どもの人権連第 23 回総会の案内 27

◇子どもの権利条約フォーラム 2008in みえの案内 27

◆ *活動の基調* ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

国連人権理事会が日本の人権状況を検討
～「普遍的定期審査」で、歴史の歪曲、体罰の問題等も取り上げられる～

平野裕二（代表委員）

2008年5月9日、ジュネーブで開催されていた国連人権理事会の「普遍的定期審査」（Universal Periodic Review、UPR）で日本の人権状況の審査が行なわれた。UPRは今年から開始された新しい国際人権手続で、特定の人権条約の締約国であるかどうかに関わらず、国連加盟国192か国がすべて対象となる。日本は同理事会の理事国であることから、早期の審査の対象とされたものである。

審査を受けて、5月14日には日本審査報告書草案が公表され、6月12日に正式な報告書として採択された。報告書では、今後日本が取り組むべき課題が26項目にまとめられている。本稿では、主として反差別国際運動（IMADR）がウェブサイトの「人権理事会」コーナーで紹介している情報*を参照しつつ、今回の審査の概要を報告する。

*http://www.imadr.org/japan/un/hrc/

UPR（普遍的定期審査）とは何か

UPRは4年間を1周期とし、国連加盟国全192か国が審査対象となる。審査を行なうのは人権理事会の理事国47か国の政府代表から構成される作業部会である。国連・子どもの権利委員会をはじめとする人権条約機関はいずれも個人資格の専門家から構成されているのに対し、UPRは政府代表による審査であるところが決定的に異なる。

審査を主導するのは、理事国から「報告者」に選出された3か国の政府代表である。3人で報告者を務めることから「トロイカ」体制と呼ばれている。日本の審査についてはジブチ、フランス、インドネシアの代表が報告者に選ばれた。3人の報告者が審査の結果を受けて作成した報告書草案が、最終的に人権理事会の本会議において採択される。

審査の基盤となるのは、審査対象国政府が作成する報告書と、国連人権高等弁務官がまとめる情報文書である。人権高等弁務官は、(a) 人権条約機関の勧告など国連人権機構からの情報を集約したものと、(b) 国内外のNGO（市民社会組織）から提供された情報を要約したものという、2つの情報文書を作成する。

(b) の情報文書について、日本の市民社会からは、国際人権NGOネットワークが51団体の署名を得て共同報告書（とりまとめ＝反差別国際運動日本委員会）を提出したほか、拘禁・収容施設における人権侵害に取り組む3団体が集まって結成したCATネットワーク、日本弁護士連合会など多数の団体による情報提供が行なわれた。また、アムネスティ・インターナショナル（本部＝ロンドン）、子どものあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアティブ（同）などの国際的団体からも情報が提供されている。

作業部会における審議は3時間で、各国の政府代表と審査対象国の政府代表との間で質疑応答が行なわれる。5月9日の審査には、秋元義

孝・国連問題担当大使を主席とする 17 名の代表団が出席した。

審査対象国は、審査の結果採択される勧告について、フォローアップを約束するものとそうでないものを特定することが可能である。フォローアップを約束しない勧告については、報告書採択時の会議およびその後の提出文書において、自国の立場を明確にすることが求められる。

日本に対する勧告

UPR における審査の結果、日本に対しては 26 項目の勧告が採択された。その概要を以下に掲げる。カッコ内はその勧告を行なった国である。日本政府がフォローアップを約束した勧告については、下線を付した。

1．未批准の人権条約の批准および個人通報制度等の受け入れ（アルバニアほか多数）。この点については複数の国がさまざまな条約・選択議定書等に言及しており、日本政府は、自由権規約の第２選択議定書（死刑廃止議定書）以外の文書については検討を約束している。
2．国内人権機関の地位に関するパリ原則にのっとった、独立した国内人権機関の設置（アルジェリア等）。
3．人権侵害の訴えを調査するための独立機関の設置（イラン）。
4．国連人権理事会の特別手続担当者による訪問をいつでも受け入れる姿勢を表明すること（カナダ、ブラジル）。
5．「従軍慰安婦」問題に関する国連人権機構の勧告に誠実に対応すること（韓国）。この点については、アジア女性基金によって代表される日本国民の誠意について引き続き国際社会の理解を促進していくという態度表明に留まっている。
6．差別禁止法制の強化（スロベニア等）。法の下の平等は憲法によって定められており、現行法のもとで人種差別等のない社会の実現のために引き続き努力していくというのが日本政府の対応である。なお審査ではアゼルバイジャン代表が婚外子差別の問題を取り上げていたが、最終的な勧告には明示的な形では盛り込まれていない。
7．男女の婚姻適齢をともに 18 歳とすることを含め、女性差別解消のための取り組みを継続・強化すること（ポルトガル、フランス）。
8．マイノリティ女性が直面している問題に取り組むこと（ドイツ）。
9．在日コリアン差別の解消のための措置をとること（北朝鮮）。このような差別には朝鮮民族学校およびその卒業生に対する差別も含まれるが、日本政府代表は、朝鮮民族学校を含む外国人学校は各種学校に認定されており、朝鮮民族学校と他の各種学校との間に差別はないとの説明に留まった。
10. 日本において歴史が歪曲され続けている状況に取り組むための緊急の措置をとること（北朝鮮）。この点については、最終的な勧告には反映されていないものの、審査の過程で韓国代表も取り上げている。韓国代表は、「日本における正しい歴史教育」は近隣諸国との未来志向の関係を醸成していく際の決定的な要素であるとして、その重要性を強調した。日本政府代表は、教科書検定制度についてあらためて説明するだけに留まっている。
11. 性的指向およびジェンダー・アイデンティティにもとづく差別の撤廃のための措置をとること（カナダ）。

12. 死刑の執行停止および廃止に向けた取り組みを進めること（イギリスほか多数）。これは日本政府が断固たる拒絶の姿勢を示し続けた最大の争点であり、「日本は執行停止を検討する立場にも死刑を廃止する立場にもない」ことが明らかにされている。
13. 警察による取調べ中の人権侵害を効果的に防止するための措置をとること（アルジェリアほか多数）。
14. 女性と子どもに対する暴力を少なくするための施策を継続すること（カナダ）。
15. 女性と子どもにとくに重点を置き、人身売買と闘う努力を継続すること（カナダ）。
16. 子どもの監護権をめぐる紛争を背景として、一方の親から不当に連れ去られ、または正当な監護権者のもとへの帰還を妨げられている子どもが、迅速に帰還できるようにするための機構を発展させること（カナダ）。これとの関連では、子の奪取の民事的側面に関するハーグ条約（1980 年）の批准も、カナダやオランダから勧告されている（勧告 1）。
17. 子どもに対するあらゆる形態の体罰を明確に禁止し、肯定的かつ非暴力的なしつけを促進すること（イタリア）。これには当然、家庭における体罰を明示的に禁止することも含まれる。審査の過程ではトルコ代表もこの点に触れていた。しかし日本政府代表は学校における体罰の状況について説明するのみで、家庭における体罰の全面的禁止も検討していく用意があるかどうかは定かでない。
18. 朝鮮半島その他の国々で過去に行なわれた軍事性奴隷制その他の人権侵害に決着をつけるための具体的措置を講じること（北朝鮮）。
19. 国連・先住民族権利宣言と合致する形で、とくにアイヌ民族の土地権その他の権利を再検討し、また自国の先住民族との対話を開始する方法を模索すること（アルジェリア、グアテマラ）。
20. 難民認定手続を拷問等禁止条約その他の関連の人権条約に合致させるとともに、必要に応じて法律扶助を行なうこと（アルジェリア）。
21. 国際視察団による入管収容施設の調査を許可すること（アメリカ合衆国）。
22. 難民申請を検討する独立機関を設置すること（スロバキア）。
23. いわゆる不法滞在外国人の匿名通報制度を廃止すること（グアテマラ）。
24. 開発援助を継続すること（バングラデシュ）。
25. インターネット上の人権侵害への対応に関わる経験を他国と共有すること（ポーランド）。
26. UPR プロセスのフォローアップにおいて、市民社会の全面的参画（イギリス）とジェンダーの視点（スロベニア）を確保すること。

その他、審査の過程では学校におけるいじめ問題への取り組みの強化（フィリピン）も求められていたが、最終的な勧告には反映されなかった。

これらの勧告内容の多くは、これまでに関連の人権条約機関から指摘されてきたことの繰り返しである。ただし、性的指向やジェンダー・アイデンティティを理由とする差別の撤廃（勧告 11）、インターネット上の人権侵害への取り組みの強化（勧告 25）など、これまでは必ずしも焦点が当てられてこなかった問題も含まれている。

また、他の人権条約機関による勧告の繰り返しであるにしても、それが個人資格の専門家でなく各国政府代表から行なわれたという点には一定の意義を見出すことができよう。ただし、そのことは同時に勧告の政治的性格を疑わせる根拠ともなりうる。とりわけ「従軍慰安婦」問題、在日コリアン差別、歴史教科書問題についてはそのように受けとめられる可能性は高い。

UPR プロセスがどの程度効果的なものになっていくかは、NGO による関わりも含めた今後の展開次第である。とくに日本政府がフォローアップを約束した項目について、その履行状況を監視していく必要があろう。

市民国際プラザ　企画展
「世界がかわした約束　～子どもの権利展～」報告

市民国際プラザでは、６月23日（月）～７月４日（金）まで「子どもの権利」をテーマとした展示会が開催され、自治体関係者・NGO関係者・一般・大学生・高校生・中学生など120人もの方々が来訪しました。

子どもの権利条約の成り立ちから、権利を奪われている途上国の子どもたち・日本の子どもたちの現状、子どもの権利を守る活動を行っている自治体やNGO／NPOのとりくみなどについて、パネルや資料がされ、「子どもの人権連」も機関紙「いんふぉめーしょん」と「子どもの権利条約」バッヂを展示・配布させていただきました。

今回の展示会では、（財）日本ユニセフ協会、（特定非営利活動法人－以下「特活」－）フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、（特活）国際子ども権利センターの資料提供により、権利を奪われた途上国の子どもたちの現状、子どもたちへの支援活動の様子を映したビデオや写真が紹介されました。

また、日本の子どもたちの権利を守る活動の事例として、（特活）こども福祉研究所、子どもの権利条約ネットワーク、（特活）子どもの権利条約研究所、埼玉県子どもの権利擁護委員会からも資料提供がなされていました。

６月30日、７月１日には、喜多明人さん（早稲田大学・子どもの権利条約ネットワーク代表）と森田明美さん（東洋大学・子どもの人権連代表委員）の講演会も開催されました。

第一回　6月30日(月)18:30～20:30

「なぜ子どもの権利条約なのか」
講師　喜多明人さん(早稲田大学・子どもの権利条約総合研究所代表)
参加者　49人(自治体関係者2人・NGO／NPO関係者10人・一般37人)

＜講演概要＞

なぜ、子どもの権利条約なのか
ー子どもの権利の国際化の歩みの中でー

実践的な子どもの権利の形成

実践認識としての子どもの権利規範の形成については、エレン・ケイ著『児童の世紀』が出版された20世紀初頭まで遡ることができる。スウェーデンの思想家であり20年間女学校の教員をつとめたエレン・ケイ（Ellen Key 1849－1926）は、新しい世紀を救うのはキリスト教世界の拡大によってではなく、「生殖の神聖」「小児の神聖」「小児が固有する真の性格」の尊重によって、したがって「児童の世紀」を実現することにあるとし、子どもをめぐる「婦人労働」「教育」「家庭」「小児の労働」などに関し幅広く発言した。彼女は、子どもは、「悪戯（いたずら）をなすべき権利」をもつことで、ことの善悪を経験的に獲得することを主張するなど、自己経験の選択の自由と危険、自己判断、意思表明の条件と使命などを教えられること、そのための家庭教育の役割を説いた。とくに、「子どもの親を選択する権利」の主張は、当時の日本社会に大きなインパクトを与えた。

コルチャックの子どもの権利宣言

しかし、なんといってもこの時代におけるエポックは、ヤヌシュ・コルチャック（JANUSZ KORCZAK　1878～1942）の実践であろう。彼は、「子どもの権利条約の精神的な父」（ユニセフ）と呼ばれている。ワルシャワ大学医学部卒業後,小児科医となり、日露戦争には軍医で参加したが、1912年からは孤児院の経営など社会事業に取り組みはじめた。彼はそこで「教育者」としても活動し、かつラジオのパーソナリティ＝「老博士」でもあった。1918年に教育書『いかに子どもを愛するか』を出版、エッセイや童話、子ども用読物などを書く作家として戦前ポーランドで知られるようになる。1929年には彼の実践的な子どもの権利論をまとめたエッセイ『子どもの権利の尊重』が出版された。これらの書物や孤児院の実践に関してクループスカヤ、ピアジェら戦後ヨーロッパの子ども研究者に与えた影響は計り知れない。

ベティ・リフトンがまとめたコルチャックの「子どもの人権宣言」には、子どもの権利条約に連なる実践的な子どもの権利規範の原型が鮮明に記されている。

「子どもには愛される権利がある」
「子どもには過ちを犯す権利がある」
「子どもには失敗する権利がある」
「子どもには要求し、主張し、問う権利がある」
「子どもには秘密を持つ権利がある」
「子どもには教育を受ける権利がある」
「子どもには不正に抗議する権利がある」

コルチャックは、このような表現で、子どもあるいは子ども社会に対するおとなの態度について律すべき規範を掲げたのである。それは彼の“守備範囲外”の学校社会にも及んでいた。

「学校で働くものは、若い市民の現時点での必要を満たしてやらなければならない。子どもは、利口な存在である。自分の生活に必要なもの、生活の困難、生活の妨げになっているものをよく知っている。専制的な命令も、押し付け

られる規律も、疑い深い管理もいらない。子どもたちには機転のよく利いた話し合い、経験や協力や共同生活への確信がある！」

実践認識としての子どもの権利規範の形成と歴史的な制約

このようなみずみずしい実践認識としての子どもの権利規範と、社会的、法的規範化にともなう子どもの権利の一般化との思考方法の分岐の問題は、1924 年の国際連盟・ジュネーブ子どもの権利宣言採択時から始まっていたともいえる。

ジュネーブ宣言は、イギリス・児童救済基金団体を主宰したジェブ・イグランティン（Jebb、Eglantyne Marry1889―1978）が起草した「世界児童憲章」を基にして作成されたといわれる。ジェッブは、イギリス・アイルランド生まれのクリスチャンであり、フェビアン学派に属する社会事業家であった。オックスフォード大学系の女子大学、師範学校に学び、教会付属学校の教員をつとめたときにスラムの子どもの実態に触れる。そこで、「特に飢えに悩むような貧困層の子どもの救済に邁進せざるを得ない動機をつかむ」ことになる。

1919 年、彼女は、「児童救済基金」（Save The Children's Fund）団体を創設し、翌年に「国際児童救済基金連合」（本部・ジュネーブ）を結成した。当時「敗戦国、とくにドイツに味方する非国民」などと誹謗中傷されるも、劇作家バーナード・ショーら協力者が「子どもは敵にあらず」と支援したいきさつがある。このような社会的な規範意識の未形成もあり、「ミス・ジェブはこの団体の綱領を作る必要に迫られ」、1922 年に児童権利宣言を起草、それが同年の「世界児童憲章」の宣言となった。

憲章では、「児童救済基金団体は、この世に生を受けてきたすべての児童は、その身体的、心理的および精神的幸福に必要な要素が与えられることを確信し、世界を通じて児童養護の最低基準を確保するために、つぎの児童憲章を一般に受け入れるものとして提議する。」（前文）とし、総則 4 項、憲章条文 28 項を定めた。

かくして、「すべての子ども」のために「世界を通じて児童養護の最低基準を確保する」とし、国際社会レベルでの子どもの権利規範化の努力が開始されていくことになる。ジェッブの情熱と努力は国際連盟をも動かすことになり、1924 年、ジュネーブ宣言が誕生する。

ただしこの宣言は、初めて「その児童の権利という形で児童の主体性、またそれに係わる社会的責任を国際的に宣言」したと評価できる一方で、世界児童憲章が示した規範内容とはかけ離れており、その水準の低さゆえに当時の実践家からは、必ずしもいい評価を得られなかった。

コルチャックは、「ジュネーブの立法者たちは、義務と権利をごちゃごちゃにしている。宣言の調子は、要求ではない、忠告である。善良な意志への呼び掛けであり、愛顧を求める願いである。」と批判した。確かに、「彼の子どもの権利に関する認識は、当時の一般的認識をはるかに超えていたところにあった」。ジュネーブ宣言の中の子どもは、「『意志』もない『力』もない、ほとんど慈善的保護の対象でしかなかった。彼の認識に国際世論が接近するには第２次世界大戦を含むもう一つの時代が必要であった。」という評価も当たっている。ただし子どもの権利研究方法論に照らして厳密に言えば、「彼の認識に国際世論が接近する」という評価は、実践認識としての子どもの権利規範が、社会的、法的レベルでの子どもの権利規範に上昇していくプロセスと言い換えることもできる。

権利とはなにか

元来、権利とは、社会的、法的承認をうけた正当な人間的な意志、要求をさす（利益法学の立場にたてば、「法的に保護されている利益」が包括されうる）。したがって、権利という言葉は、人間的な意思、要求の、①「正当性」（自然法上の自然権的正当性、条理法の条理、道理、正義の原理等）と②「合意性」（社会的、法的承認を受けるべき妥当性、当為性等）を基本的な構成要素としているといってよい。

子どもの権利規範の形成は、20 世紀初頭において、コルチャックらの努力により、実践規範としての子どもの権利の「正当性」が主張され始め、その「合意性」を備えるべく社会規範化され、法的承認へと進んでいったと考えられる。逆にいえば、コルチャックの時代は、権利としての「正当性」はあっても、歴史的な制約から社会的な規範形成（合意性）が困難な状況にあったと思われること、つまりジェッブの「努力の結晶」とコルチャックの「批判的見解」とのレベル差をそのような歴史的プロセスの断面としてみておきたいのである。なお、その際の子どもの権利の「合意性」（＝法規範化、法制化）の水準は、少なくとも、①人々の関係を律していた生活、慣習、文化等に起因した意識形成の水準、②その時代の経済力、生産力に応じた財政負担の水準、③権利をうけとめる行政、市民運動、学界等の認識水準などによって規定されていたといえる。したがって、このような条件が整わない時代にあっては、権利への無理解、反発、濫用等の社会混乱が常に生ずる可能性をもっていた。コルチャックの実践規範であった子どもの「自己決定権」への思いも、当時の時代的制約の中で、ホロコースト下の「死の行進」（人間としての誇り、尊厳を守るために子どもに「死を選ぶ権利」を伝えた実践）という悲劇的結末となってしまった。それは、子どもの権利史の見地からは「歴史的早産」と位置づけることができる。

第二回　7月1日(火)18:30～20:30

「自治体と市民の連携による子どもの権利実現を探る」

講師　森田明美さん（東洋大学・（特活）こども福祉研究所理事長）

参加者　55 人（自治体関係者 14 人・NGO ／ NPO 関係者 20 人・一般 20 人）

＜講演概要＞

公と私の協働が子どもの権利の実現を促進する

近年、子どもの権利を実現する実践モデルや自治体モデルが生まれ、計画や条例もつくられてきています。多くの行政担当者や NPO、市民がそうしたものを見ながら、新たなモデルを

創造したり、速いスピードでそれをリフォームし、さらに良いものにしています。

行政と市民のコラボレーションはこのようにできる、市民と企業の関係はこのようにできるという方向性と方法を示せばいろいろな地域で実践していくことができます。市民のなかに豊かな発想があるからです。

残念ながら多くの場合、行政は、依然として市民との協働には及び腰で、なかなか進みません。これまでは市民は行政に要求し交渉する関係でしかなく、協働の関係ではなかったのですから、いたしかたないともいえます。けれどもいまの若い親たち、新しい視点をもったNPOや市民は、役割分担さえ納得できて示せれば動き出します。そして行政と市民が一緒になればもっと豊かな社会ができていきます。

公と私の領域が力をどのように合わせて、それぞれが得意とする部分を担いうるのかということが、地域の子どもの育ちと子育てを豊かにするか否かを決定します。

市民参加型のNPOや、いままでの運動とは一味違う市民運動を作り出すことが緊急に必要であると思っています。

特定非営利活動法人こども福祉研究所のホームページでは、2007年度に実施した西東京市での保育園の仮園舎をつかった子育て支援・子ども支援の取り組み、2008年度に実施している千葉県八千代市でのプレーパークの活動の実施と市民育成、そして八王子市での要支援の子どもと家族の居場所作りの試みを紹介しています。当日は具体的に説明をさせていただきましたが、市民の新しい活動の可能性を共有してください。

市民国際プラザ

所在地	〒102-0083　東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル1階
連絡先	TEL：03-5213-1734　　FAX：03-5213-1740 E-mail　international_cooperation@plaza-clair.jp http://www.plaza-clair.jp/
開所時間	午前10時～午後6時
休業日	土曜、日曜、祝日　　8月12日～16日　　12月29日～1月3日
展示資料	都道府県・政令指定都市、地域国際化協会、NGO、国際協力関連団体等が作成した資料、パンフレット、ニュースレター及び、国際協力関連書籍、ビデオ、写真パネル等

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT
2008/5/12	**学童保育、安全対策に遅れ　指導員足りず事故相次ぐ** **朝日新聞** 共働き家庭の児童らが放課後を過ごす学童保育で、子どもがけがをする事例が相次いでいる。利用する児童が増える一方で、指導員不足など運営態勢が整っていないことが背景にあるとみられる。国は今後 10 年間で登録児童を 145 万人増やす計画だが、運営態勢の整備や施設の安全性確保が求められる。都道府県庁所在地と政令指定市、東京 23 区の計 73 自治体に朝日新聞が取材したところ、06 年度の事故は計 7603 件あり、うち 86 件は骨折や内臓破裂などの重傷だった。対象の学童保育所は 4606 カ所。事故は打撲や切り傷など軽いけがが多かった。事故が起きた時、学童保育所から報告が入るか、聞いたところ、8 割の自治体はマニュアルや協定書などに基づき、自治体側に報告することになっていた。学童保育は市町村や地域の父母らが運営し、指導員に制度上の資格は求められない。現在、学校の空き教室や敷地内の専用施設を利用する例が全体の半数近くを占めるが、児童館や公民館のほか民家・アパート、集会所などを間借りする例もあり、子どもの利用に十分配慮されているとは言い難い場所もある。 全国学童保育連絡協議会の真田祐事務局次長は「学童保育の事故やけがは少なくない。確実に減らすには、どのような施設や設備が子どもにふさわしいか、基準をはっきり示す必要がある。指導員が適切に配置できるように予算措置することも欠かせない」と話している。
2008/5/12	**小学校の「英語」、専門教員採用へ　秋田県教委、全国初** **朝日新聞** 秋田県教委は、09 年度から小学校の外国語活動を専門に指導する教員を採用する、と 12 日発表した。英語を母語とするか長期留学などで英語を学んだ人が対象で、国籍や教員免許の有無は問わない。全国初の試みという。ALT（外国語指導助手）として英語を教える外国人は数多いがいずれも非常勤枠だった。外国人だと地方公務員法で教諭として採用できないため、期限をつけない常勤講師という形になる。教員免許を持たない場合、特別免許状を交付する。ただし日本語でも授業が出来ることが条件だ。小学校の外国語活動は新しい学習指導要領に盛り込まれた。秋田県でもほとんどの小学校ですでに始まっている。各市町村の中学校に派遣された ALT や、地域の英語が得意な人たちが授業を手伝ってきた。 県教委は「必修化を見据え、先進的な取り組みをしたい」と、専門家を正職員として採用すること

DATE	DOCUMENT
	にした。1校だけでなく複数の小学校で指導にあたる形を想定している。募集は若干名。
2008/5/13	**常用漢字の追加候補220字を公表　文化審小委が公表** **産経新聞** 社会生活でよく使われる漢字の目安となる常用漢字表の改定作業を進めている文化審議会の漢字小委員会は、「虎」や「狙」など常用漢字に新たに加える可能性がある候補の第1次素案として220字を公表した。7月までに精査して候補の漢字数を絞り込み、来年2月の文化審議会に試案を提案する。平成22年には答申をまとめ、新常用漢字表を決める考えだ。現行の常用漢字表は人名や地名など主に固有名詞だけに使われる漢字は対象外とされているが、これまでの審議で、「岡」「奈」「阪」など都道府県名に使われている11字を追加することは決まっている。漢字小委では、出版物や新聞などで漢字の出現頻度を調査。頻度が高い順に「S」「A」「B」「C」のランクをつけ、そのなかで追加する必要性が高いと判断した220字を抽出した。今後は、（1）Sは基本的に追加（2）Aは基本的に残すが不要なものは落とす（3）Bは特に必要な漢字だけを拾うーという基本方針で、絞り込みを進める。
2008/5/20	**竹島・尖閣の領有権明記、4冊のみ　中学教科書** **産経新聞** 文部科学省が新学習指導要領の中学社会科の解説書で、竹島を「我が国固有の領土」と明記する方針を固めとともに尖閣諸島についても検討を進めている。領有権問題を扱った地理、公民の教科書が14冊中4冊と少なく、日本の領土であることを正確に理解させるためだ。また、国定教科書で竹島問題を取りあげている韓国に対抗する狙いもある。現在使用されている中学社会科教科書で、竹島と尖閣諸島に関する領有権の記述は、地理は6冊のうち1冊だけ、公民も8冊中3冊にとどまっている。「我が国固有の領土」と明記しているには、扶桑社と東京書籍の2冊。両島が日本領になった歴史の解説は皆無だ。記述がない中堅出版社の担当者は「中学生の発達段階を考えると難しいと危惧（きぐ）した」。そのうえで「解説書で明記された場合は取りあげる」と説明する。これ対して、韓国では小学から高校まで「国史」は必修科目で、中学の教科書では、竹島問題に1ページを割いている。韓国側の主張に立って「我が国の領土として連綿と伝わってきた」「日本は露日戦争中に一方的に領土に編入した」などと詳述している。韓国は昨年、日本に1年先立ち新指導要領を改定。解説書では「関連事件の考察を通し国土を守る努力の重要性を認識する。日本が継続的に国際紛争に訴えようとする意図を分析し、領土を守る方法も考えさせる」と、さらに踏み込んだ表現になっている。一方、日本では、竹島のある島根県が平成17年に「竹島の日条例」制定、副教材づくりを進めている。
2008/5/25	**携帯持つ中2の16%、1日にメール50通超　PTA調査** **朝日新聞** 携帯電話やPHSを持つ中学2年生の6人に1人は、1日に50通を超えるメールのやり取りをし

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	ている。日本 PTA 全国協議会の調査でそんな実態が明らかになった。深夜でもメールをやり取りすると答えた中２は過半数に達した。協議会が昨年 11 月、携帯や PHS の使用状況などについて全国の中学２年生と小学５年生、その保護者にアンケートし、合計 7172 人から回答を得た。１日のメールの送受信数は、「51 通以上」が中２で 16%、小５で３%。最も割合が高かったのは、中２が「11 ～ 20 通」の 17%、小５が「１～５通」の 32%だった。「深夜でもやり取りをしてしまう」ことが「ある」のは、中２で 51%、小５で 11%だった。また、メールを普段やり取りする相手を尋ねると、中２の８%、小５の２%が「掲示板・チャットで知り合った人」と答えた。前年の調査では小５は０%だった。携帯・PHS の有害サイトへの接続を制限するサービスを、前年より 13 ポイント多い 43%の保護者が「導入している」と回答。このサービスへの期待の高まりがうかがえた。		難航が予想される。知事直轄の改革プロジェクトチーム（PT）の試算では、35 人学級制を廃止することにより、府内の必要教員数は約 550 人減少する。関係者によると、橋下知事はこのうちの約 200 人を習熟度別指導の充実に回したい考え。また、PTA や教職員組合が軒並み 35 人制廃止案に反対していることから、習熟度別授業の開始を前倒しすることで「きめこまやかな教育」をアピールし、PT 案への批判を緩和しようという狙いもあるとみられる。大阪の公立小学校における 35 人学級制は、集団生活のルールや学習習慣を身につけさせることを目的に平成 16 年度から１、２年生で段階的に導入され、昨年度に完全実施となった。３年生以降は国基準の 40 人学級で、理解度に応じて児童グループ分けをする習熟度別授業が行われている。しかし、全教科で通年の習熟度別授業が実施されているのではなく、算数など一部教科の、つまずきの見られやすい単元に絞って導入している学校が大半。綛山（かせやま）哲男教育長は「これまで積み上げてきた取り組みを否定することはできない。東京都を除く 46 道府県が小人数授業を実施している中で、大阪だけが廃止というわけにはいかない」としている。
2008/5/29	**橋下知事「小１から習熟度別授業を」 35 人学級廃止の意向表明へ** **産経新聞** 大阪府の橋下徹知事が府教育委員会に対し、財政再建プログラム試案（PT 案）で廃止の方針が示された小学校１、２年の 35 人学級制の代わりに、現在は３年生以上に限って実施している習熟度別授業を１年生から導入するプランを示していることが 28 日わかった。具体的な「代用策」を提示することにより、35 人制廃止の意向を強く示した格好だが、府教委側は「１、２年生には習熟度別よりも小人数の指導のほうが有効」と反発、協議は	2008/5/30	**目指せハーバード大、ベネッセが専門塾を** **読売新聞** 海外の一流大学への進学を希望する高校生が増えていることから、通信教育最大手のベネッセコーポレーション（本社・岡山市）は 30 日、米ハーバード大を目指す専門塾「Route H（ルート

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	エイチ)」を都内に開設した。ハーバード大は1636年に創立され、「世界の大学ランキング」で有名な英紙ザ・タイムズの2007年調査で1位になるなど、研究が充実していることで知られる。ベネッセによると、ハーバードなど海外の一流大は入試に関する情報が乏しく、これまで志望者が少なかったが、最近、日本全国の進学校から進学方法の問い合わせが増え、昨年度は約30校から問い合わせがあった。今年2月に同社が行った模試では、高1の約6％、高2の約4％が海外の一流大を第1志望にしていた。開設した塾の講義は、米国内の大学進学希望者が受ける共通テストの勉強のほか、英語での志望理由書やエッセーの書き方、面接でのアピールの仕方など、ハーバード大の入試に特化した内容となっている。受講料は年間約150万～300万円。今年度は定員15人に対し、15人が入塾テストに挑んだが、英語力や高校の成績が基準に達した3年女子と2年男子の2人だけしか合格しなかった。同社は「グローバル競争を勝ち抜くために、世界のエリートが集う大学で学ぼうとする高校生が増えている。きめ細かい情報提供や受験指導を行っていきたい」としている。		制度が創設された16年度末の17校から3年で約20倍に増えたことが文部科学省の調査で分かった。本年度以降、さらに210校が指定を受ける予定だ。不登校やいじめなどの問題に学校だけでは対応できなくなっており、保護者や地域の参加が求められている。指定は増えているが、全国的にはばらつきが大きく、近畿では大阪、兵庫、奈良はゼロだった。文科省は「開かれた学校運営が広まるよう、各教委に理解を深めてもらえる努力をしたい」としている。指定を受けた学校のうち、小学校は243校で全体の約7割を占め、中学校が約2割の76校。一方、高校はわずか3校、幼稚園は17園、特別支援学校は4校にとどまった。コミュニティースクールがあるのは29都府県。最多は110校の京都市教委。市立校の約3分の1に上る。次いで島根県出雲市教委の49校、岡山市教委の35校、東京都世田谷区教委の22校など。文科省によると、コミュニティースクールに指定された学校では▽人事異動に伴う教員公募の採用面接に協議会の代表者が参加▽教員志望の学生やボランティアによる授業支援▽学校と地域の橋渡し役となる「学校教育コーディネーター」の配置ーなどの取り組みが実現している。一方で、学校運営に積極的にかかわる人材の確保が難しいことや、いじめや不登校などの問題に対する認識が校長と食い違うと協議会の提案が取り上げられにくいなど、運営上の課題も報告されている。
2008/6/2	**コミュニティースクール3年で20倍に　最多は京都市の110校** **産経新聞** 保護者や地域住民の代表が学校運営協議会を構成し、学校の運営に直接参加する「コミュニティースクール（地域運営学校）」の指定を教育委員会から受けた公立の小中高校や幼稚園などは平成19年度末で343校となり、		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/6/5	**授業１割増でも保護者２割「不十分」 所得格差…子供の将来に危機感 産経新聞** 小中学生の保護者の２割が新学習指導要領が示した授業時間数増では不十分と考えていることが５日、日本 PTA 全国協議会の調査で分かった。協議会の赤田英博会長は「所得格差が指摘される中、子供の将来を考え学力を上げたいと危機感を持つ親が増えているようだ」とみている。昨年、中２と小５の保護者計4800 人を対象に調査し、81％から回答を得た。調査によると、３月に告示された小中学校の新指導要領が主要教科の授業時間を約１割増やしたのに対し「この程度の増加でよい」と答えた小５の保護者は 49％、中２が 47％と半数近くを占めた。しかし「より増やした方がよい」と不満を示した保護者も小５で 20％、中２は 23％いた。「現行程度でよい」としたのは小５で 25％、中２で 23％。「今より減らした方がよい」としたのは、いずれもわずか１％にとどまった。現行指導要領の目玉だった「総合的な学習の時間」を週１時間程度削減したことに小５の 34％、中２の 39％が「他教科の授業時間数確保のためやむを得ない」と理解を示したが、「削減せず現在のままでいい」も小５で 31％、中２で 25％いた。保護者全体の 67％が「学力向上で学校に求めたいことがある」と回答。うち「ぜひ実行してほしい」内容として小５の 67％、中２の 72％が習熟度別学習の促進を挙げ、朝の読書活動も小５で 55％、中で 47％いた。	2008/6/9	**発達障害児を学外支援　佐賀県 朝日新聞** 普通学級では対応の難しい発達障害児のために NPO 法人が開いているフリースクールに、佐賀県は３月から場所を提供するなどして運営を委託し、児童・生徒の受け入れを始めた。発達障害児に特化した学校外での支援に都道府県が直接取り組むのは初めてという。「フリースクール SAGA」は、佐賀市街の外れにある佐賀県佐賀総合庁舎にある。元は福祉事務所だった空間をついたてで仕切った１畳半ほどの個室で、平日の日中、数人の小学生が思い思いの時を過ごす。個室の壁には子どもたちがそれぞれ分刻みの予定表を張っている。スクールで最初にするのは、勉強机に向かう習慣づけだ。ここへ通う子は、普通学級では問題児扱いされることが多い。症状は千差万別で、共通して効果がある指導法はないとされる。「発達障害児に適応できる教員はまだほとんどいないのが実情。必要な支援が受けられないため疲れ果て、ボロボロになった子が最後に来る場所、それがフリースクールです」と運営を委託された NPO 法人「それいゆ」（佐賀市）の服巻（はらまき）智子相談センター長。それいゆと県は、発達障害者支援の取り組みを二人三脚で重ねてきた。早期発見しようと、05 年から幼児期の定期健診で問診する。今年２月からは県庁舎内で成人の就労訓練を始めた。 学齢期での支援が「SAGA」。定員は９人で、原則６カ月の訓練期間中の利用料は県が負担する。県障害福祉課の担当者は「発達障害に詳しい NPO が佐賀にあるから成り立つ事業。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	民間の専門性を生かした支援体制を確立したい」と話している。		を４月に採用、理不尽な要求などの対策にあたらせることにした。
2008/6/13	**“モンスターペアレント”対策で大阪府警 OB 配置　堺市教委** **産経新聞** 理不尽な要求や難題を学校側に突きつける保護者、いわゆる「モンスターペアレント」が社会問題化するなか、堺市教育委員会が大阪府警 OB ら２人を「学校危機管理アドバイザー」として採用していたことが 13 日、わかった。教職員だけでは対応が困難な事案の対処法について適切なアドバイスを行い、学校をサポートする。“モンスターペアレント対策”として教育委員会に警察官 OB を配置するのは府内では初とみられる。市教委によると、気に入らない担任の解任を求めるなど、保護者らが無理難題を市内の小中学校に要求した事案は平成 18、19 年度いずれも 20 件報告されている。なかには教師がピアスをしてきた児童に外すよう注意したところ、父親が「他の子供に迷惑をかけているわけでない。自分がやることは最後までやり通させるのが、こっちのポリシーや」と強硬に反論してきたケースや、クラス替えで仲の良い５人のうち１人だけが別学級になったところ、その両親が「差別ではないか」と強く抗議してきたこともあった。保護者だけでなく、地域住民から「車のボンネットに（学校の）桜の花びらがついて掃除に困るから木を切ってくれ」と要求があり、やむを得ず応じたケースもあったという。このような、学校が対応に苦慮する事例が増加しているため、市教委は３月に府警を退職した警察官 OB と元小学校長の２人	2008/6/16	**常用漢字に追加 188 候補＝「俺」は結論先送り－文化審** **時事通信** 常用漢字表の見直し作業を行っている文化審議会のワーキンググループ（WG）は 16 日午後、追加候補として 188 字を漢字小委員会に提示した。小委はこのうち、常用漢字にふさわしいか意見が分かれていた「俺（おれ）」の扱いを議論したが、結論は先送りされた。「俺」については、委員から「使用頻度が高く、常用漢字にすべきだ」「子供に使わせたくない言葉。あえて加える必要があるのか」と賛否両論が出た。ほかに候補となったのは「藤」「誰」などよく使われる漢字。単体で使われないものの、熟語での使用頻度が高い挨拶（あいさつ）の「挨」「拶」、椅子（いす）の「椅」も盛り込まれた。主に固有名詞で使われる漢字は選ばれなかったが、例外として、県名に登場する「岡」「阪」など 11 の表外字は候補に入った。
		2008/6/17	**児童虐待相談は全国で４万件超、対応難しいケースも** **読売新聞** 全国の児童相談所が受け付けた児童虐待の相談対応件数が 2007 年度、調査を始めた 1990 年度以来初めて４万件を超えたことが 17 日、厚生労働省のまとめでわかった。過去最高だった前年度を 3000 件余り上回った。厚労省は「社会的な意識の高まりなども増加の一因だが、実際の虐待件数自体も増えている」と警鐘を鳴らしている。調査結果によると、相談対応件数は 07

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	年度、４万618件で、前年度の３万7323件より3295件増加した。調査が始まった90年度の1101件に比べると約37倍に当たる。都道府県・政令指定都市別に見ると、前年度との比較で増加の幅が大きかったのは、山形県の１・74倍、鹿児島県１・67倍、札幌市１・54倍、堺市１・47倍、北海道１・46倍の順。最も急激に増加した山形県は「前年度から対応を持ち越したケースが多かったのが一因」という。同県児童家庭課は「子どもを児童福祉施設へ入れるよう勧めても親が応じないなど対応に時間がかかる難しいケースが増え、年度内に手が回らなかった」とし虐待の深刻化を示唆している。		は）原則３年で取り組んで欲しい」と述べた。４月１日現在でまとめた調査によると、耐震診断の必要があるのは1981年以前に古い耐震基準に沿って建てられた約７万８千棟。このうち１万656棟は、「大規模地震で倒壊、崩壊する可能性が高い」に該当する構造耐震指標（Is値）0.3未満とみられる。このなかには、過去の実績から簡易な「優先度調査」だけ実施した棟や、全く調査していない棟について推計した分も含まれる。小中学校以外の公立では、耐震診断でIs値0.3未満だったのは、高校1832棟▽特別支援学校123棟▽幼稚園126棟。
2008/6/20	**公立小中学校１万棟、震度６強で倒壊の恐れ　文科省調査** **朝日新聞** 文部科学省は20日、全国の公立小中学校の校舎や体育館約12万７千棟の耐震調査の結果を公表した。耐震性があるのは62.３％で１年前より3.7ポイント上昇したが、なお約４万８千棟が耐震基準を満たしていないか、耐震診断が未実施の状態。このうち、約１万棟は震度６強以上の地震で倒壊、崩壊する恐れが高いと推計している。危険性の高い校舎については、中国・四川大地震を受け、耐震化工事の国庫補助率を引き上げるよう法律が改正され、18日から施行された。約１万棟の耐震化には約１兆円かかると試算されているが、改正法で補強工事の自治体負担は約１割にまで軽減された。渡海文科相は20日、「一日でも早く促進されるよう、一層努力をしていく。（危険性が高い１万棟	2008/6/26	**小学校英語　中学、高校教員が指導可能に…文科省改正へ** **毎日新聞** 新学習指導要領により11年度から小学校で英語が必修化されるのを受け、文部科学省は中学・高校の英語教員が小学校で教えられるよう、教育職員免許法施行規則を改正する方針を固めた。小学校英語は指導体制の確立が課題で、専門教員の指導力やノウハウを活用してスムーズな導入を図るのが狙い。しかし中高教員の負担が増える可能性もあり、運用面が課題になりそうだ。現行の施行規則では中学・高校英語の教員免許保有者は小学校では「総合学習」しか教えられない。小学校英語は11年度から５、６年生で年間各35時間導入される。移行措置として09年度から実施することも可能だが、小学校では英語が苦手という教員も多い。既に小学校教員に対する英語指導研修が始まっているが、不安を訴える教員も少なくな

DATE	DOCUMENT
	く、文科省は今回の改正を決めた。移行措置に合わせ 09 年 4 月の施行を目指す。文科省教職員課は「小学校に教員をどう配置するかは各都道府県で判断してもらうにことになると思う」と説明している。
2008/6/27	**骨太の方針 08　教育予算「玉虫色」最終案** **毎日新聞** 政府が 27 日に閣議決定する「骨太の方針 08」の最終案が 26 日、明らかになった。文部科学省と財務省の対立で調整が難航していた教育分野について、最終案は文科省の要望を入れ、ゆとり教育からの転換に向けた「新学習指導要領の円滑な実施」や「教員一人一人が子どもに向き合う環境づくり」に取り組む方針を明記する一方、財務省が主張する少子化に対応した公立小中学校の統廃合を念頭に「学校の適正配置」の必要性も明記。両論を併記する「玉虫色」の内容となった。教員増も含め教育予算の大幅増の布石にしたい文科省と、大幅な歳出増につながる表現を避けたい財務省の対立で、23 日の骨太原案の段階では調整がついていなかった。骨太最終案は、少子化が進む中、教育の充実に予算の大幅増が必要なのかどうかについて方向性を示さず、今後の予算編成に先送りした。
2008/6/28	**明治の偉人「わからない」全国の小６調査** **読売新聞** 小学校の学習指導要領で例示した歴史上の人物 42 人について名前と業績が一致するかどうか、文部科学省・国立教育政策研究所が全国の小学 6 年生に調査した結果、卑弥呼、ザビエル、ペリーなどは正答率が 90％を超えたものの、幕末から明治の偉人のほとんどが 50％以下だったことがわかった。中でも大久保利通、木戸孝允、大隈重信の正答率は 30％を下回り、「木戸孝允と大久保利通」、「陸奥宗光と小村寿太郎」をそれぞれ混同している児童が 15％以上いた。この調査は社会科が対象で、昨年２月、小学 6 年生 6665 人に実施。42 人の業績が書かれた年表上に、顔と名前が書かれた人物シールを張らせた。平均正答率は 68％。正答率 1 位の卑弥呼は 99％で、ザビエル、ペリー、野口英世、雪舟の順。50％以下は西郷隆盛（50％）、板垣退助（47・３％）、伊藤博文（40・１％）などで、幕末から明治にかけて活躍した人物のうち、平均を上回ったのは福沢諭吉（88･8％）だけだった。
2008/6/30	**沖縄戦、原爆など初めて記載　新学習指導要領解説書** **産経新聞** 文部科学省は、平成 23 年度から完全実施される新しい小学校学習指導要領の解説書に、沖縄戦や東京大空襲など各地の空襲、広島・長崎への原爆投下などを初めて例示することを決めた。学校授業で、戦争の歴史に関する学習を充実させるのが目的だ。30 日から始まる都道府県教育委員会の担当者らへの説明会で解説する。関係者によると、ほとんどの小学校社会科の教科書には３つの出来事が記述されている。解説書に記載することで、戦争被害の記述が増えたり、授業での説明が詳しくなったりするとみられる。沖縄戦をめぐっては昨年、高校日本史の教科書検定で、

DATE	DOCUMENT
	「集団自決」に日本軍の命令、強制があったとの記述を削除させ、沖縄県からの要望で記述を書き換えた。その際、渡海紀三朗文科相が沖縄戦の学習を充実させるとの談話を出していた。
2008/7/1	**教育基本計画５年間で「世界最高水準の研究拠点」** **毎日新聞** 政府は１日、改正教育基本法に基づく教育振興基本計画を閣議決定した。教育に関する初の基本計画で、「教育立国」を宣言し、「公教育の質を高め、信頼を確立する」など今後10年を通じて教育が目指すべき姿を提示。５年間で「世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成」「いじめ、不登校、自殺などへの対応の推進」など77の施策に取り組む方針を示した。計画は冒頭で「子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下」「少子化の進行」などを課題として明示した。10年間で世界トップの学力水準を目指し、教育内容、教育条件の質の向上を図るとした。また５年間で取り組む施策として▽子どもの体力を85年ごろの水準に回復することを目指す▽各大学で教育内容・方法の改善を進め、厳格な成績評価システムの導入を目指すなどを挙げた。文部科学省は当初、「教育予算をGDP（国内総生産）比５％超にする」「教職員定数を約２万5000人増員する」との数値目標記載を目指したが、財務省などの抵抗で実現しなかった。教育予算は「諸外国における状況を参考の一つとしつつ、確保していくことが必要」、教職員数は「定数の在り方などの条件整備について検討する」との表現に後退した。
2008/7/1	**小学校英語指導者　必修化で注目度アップ　中学校とのリンクに課題も** **産経新聞** 学習指導要領改正で、平成23年度から小学５、６年の英語授業が必修化されることを受け、NPO法人（特定非営利活動法人）「小学校英語指導者認定協議会（J－SHINE）」（東京）が資格認定している「小学校英語指導者」が注目されている。ALT（外国人指導助手）とともに、英語指導に不慣れな小学校教員にとって、小学生英語教育の専門家は欠かせない存在だからだ。小学校での英語授業は、実質的に21年度から週１回の頻度で始まる。文部科学省では新要領実施までの暫定措置として、英語の教材「英語ノート」を作成。20年度は全国の小学校約580校で試験的に授業に使っている。内容は「聞く」「話す」を重視したもの。今秋以降、授業をした学校の意見を集約して改訂版を作り、21年度から全国で使えるようになる。J－SHINEは15年に設立され、大学や英語教育団体が、英語によるコミュニケーションを重視した教育者養成講座を実施できるかどうかを認定。上智大学外国語学部の吉田研作学部長、明海大学外国語学部の小池生夫名誉教授ら５人が資格認定委員を務めている。現在、認定団体は38。認定者は約１万4000人。大学生や現役小学校教師には別の資格取得方法があるが、認定されるには、講座修了に加え、実習を含め小学生への指導経験が50時間を超えることなどが基本的に必要となる。有資格者は、英会話学校講師や英会話教室を開いている人が多い。J－SHINEの

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	考え方は「児童英語」と呼ばれる。シャワーを浴びるように英語を聞き、コップから水があふれるように英語を話すという方法だ。聞く→英語特有の音・イントネーションを覚える→聞くだけで文章を話す→他人とやりとりをする→文字を教えるというふうに進み、「書く」「読む」よりも「聞く」「話す」から教えていく。受講者からは「体を動かし、英語を体験しながら学習すると、効果が上がる」「目の力、表情、声の調子の使い分けで、英語だけで授業できる」と驚きの声も寄せられている。また、中学英語が文法重視なので、「中学校と小学校がうまくリンクしないのでは」との不安もある。		３点を質問し、16日までに文書による回答を求めている。県秘書広報課によると、知事の発言に関して、７月１日までにメールなどで46件の意見が寄せられ、うち反対意見が６割を占めたという。
2008/7/3	**東国原知事、愛のムチ教育構想？ 市民団体が真意問う** **朝日新聞** 教育問題をめぐる東国原英夫・宮崎県知事の「愛のムチ条例」発言について、男女共同参画社会に取り組む市民団体「宮崎女性ネットワーク」の会員有志が、知事に真意をただす質問状を県に提出した。知事は６月18日の県議会後に報道陣の取材に対し、教育問題を論じる中で「昔はゲンコツで教えられたけど、最近はそういったことができなくなっている」として、「愛のムチという範囲内で、宮崎県は条例化できないか」と述べた。質問状を出したのは、ネットワークの会員５人。発言を「知事独特のジョークと推察」としつつも、「知事が条件付きながら暴力にお墨付きを与えるような発言は容認できない」と指摘。「青少年の現状をどのように認識され、『愛のムチ条例』に言及されたのか」など	2008/7/5	**日米で教員交流へ　来年度から小中高　毎年100人** **読売新聞** 日本と米国の小中高の教員が毎年50人ずつ双方の教育現場で研修する「日米教員交流プログラム」が来年度から始まることになった。日米の教育・文化交流をテコ入れするのが狙いで、北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）に合わせて６日に行われる日米首脳会談で合意する予定だ。新たなプログラムでは、日米の教員50人ずつ計100人が毎年１回、約３週間にわたって相手国を訪問。それぞれ地方の民家に宿泊しながら、学校の授業を視察したり、教職員同士で環境や資源、国際問題などについて意見交換を行う。日本側では近年、米国内での知日派の先細りを危ぶむ声が強まっている。６月12日に東京で開かれた日米の有識者による「日米文化教育交流会議（カルコン）」は、日米間の教育・文化の交流強化の必要性を提言した。カルコンは、1961年の池田首相とケネディ大統領の合意に基づいて設置された伝統ある組織だが、近年は形骸化が指摘され、2007年４月の日米首脳会談で再活性化が合意された。こうした流れを受け、新プログラムには、日米双方が予算を出し合う。これまでの教育者交流では、日本側が主に予算を出して米側の教育関係者を招くものが多かった。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/7/8	**大分教員不正採用、合格者の半数口利き** **朝日新聞** 大分県の小学校教員の採用を巡る汚職事件で、収賄容疑で再逮捕された県教委義務教育課参事、江藤勝由容疑者（52）が、県警の調べに、今年度の採用試験でも「約20人を合格させるよう上層部から依頼され、15人くらいに加点した」と供述していることが分かった。「得点を水増ししなくても合格した受験者も4、5人いた」とも供述しているという。今年度の合格者41人のうち、県教委幹部から口利きのあった受験生が半数を占めていたことになり、不正採用がはびこっている疑いが濃厚となった。県教委によると、今年度の小学校教員の採用試験は昨年7月に1次の筆記試験があり、472人が受験。9月にあった面接などの2次試験には117人が進み、41人が合格した。江藤参事はこの試験で、佐伯市立蒲江小学校長、浅利幾美被告（52）＝贈賄罪で起訴＝から長男と長女を合格させるよう頼まれ、現金など計400万円相当を受け取ったとして、収賄罪で起訴されている。長女と長男はともに合格し、今年4月から勤務している。 江藤参事の供述によると、1次と2次の合計は1千点満点で、合格ラインは約620点だった。1次試験の終了後、受験者全員の得点表を上層部に見せたところ、「合格ラインに入れろ」と約20人の名前に印を付けて得点表を返されたという。この中に浅利校長の長女の名前もあった。江藤参事はうち約15人について1、2次の点数を加点したが、100点以上加点した受験者も2人いたといい、中には実際の点数が400点台で合格させた受験者もいた半面、長女を含む4、5人は合格ラインに到達しており、加点せずに合格したという。一方で、不正採用があまりに広がっていることを懸念し、発覚を恐れた上層部からの指示を受け、口利きされた受験生のうち2人は1次だけ加点し、2次で落とす工作も行ったという。また、加点ばかりでは全体の平均点が高くなって怪しまれるため、合格ラインより少し上回っていた約10人の受験者の点数を減点する調整も行ったという。江藤参事は「この年の採用試験では、上層部から縁故のない受験者にも配慮してくれと指示された。以前はもっと縁故採用が多かった」と背景事情を説明しているという。		
2008/7/9	**李大統領、竹島明記は慎重対応を＝日韓首脳が会談** **時事通信** 福田康夫首相は9日午前、北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）が開かれているホテルで、韓国の李明博大統領と約15分間会談し、文部科学省が中学校社会科の新学習指導要領の解説書に竹島（韓国名･独島）を「わが国固有の領土」と明記することを検討している問題などについて議論した。韓国側によると、大統領は「深刻な憂慮」を伝え、慎重な対応を要請。首相は、韓国側の立場は十分分かっている旨発言したとしている。日本側は、同問題で双方の立場を述べ合ったが、詳細なやりとりは確認していないと説明している。		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/7/11	**「県議や教委、教組が採用枠持つ」大分汚職で関係者証言** **朝日新聞** 大分県の教員採用を巡る汚職事件で、県教委義務教育課参事、矢野哲郎容疑者の関係者らが朝日新聞の取材に対し、「小中学校の教員の採用には県議や県教委幹部、教育委員、県教職員組合に枠が振り分けられていると、県教委関係者から聞かされた」と証言した。同県内の元労組幹部も10年ほど前、県教組の当時の役員から「県教組には定員の1割の枠が与えられていると打ち明けられた」と話している。 昨年7月と9月に行われた小学校教員の今年度分の採用試験では41人が合格したが、同課参事、江藤勝由容疑者は、このうち約20人について、県教委上層部から合格させるよう指示されたと話しているという。その大半が、問題の「採用枠」で占められている疑いも出てきた。矢野参事の関係者の話では、県教委の関係者から数年前に「小中学校の教員採用試験では事前に採用枠が決められており、縁故のある受験者が優先的に採用されている」と聞かされたという。県教委関係者は「採用枠があるのは県議や県教委幹部、教育委員、県教組で、それぞれ一定数が割り振られている」とも話したという。大分県教組の組織率は公表されていないが、60％以上と言われ、九州では最も高い。大分県は、北海道や広島県、兵庫県などとともに、県教委に対する組合の影響力が強いことで知られている。これに対し、大分県教組の宗安勝敏書記長は「今回の事件は絶対に許せないと考えている。県教組が採用枠を持っていたという話は聞いたこともない」と話している。		

「子どもが主役！」

子どもの人権連で
バッヂを
作りました！

子どもの権利条約は 1994 年に日本で批准発効しましたが、国内法の整備も充分でなく、子どもたちをめぐる状況には多くの解決しなければならない課題があります。学校や地域で子どもの権利条約を具現化し、ともに生き、ともに学ぶ社会をつくることが必要です。

そこで、子どもの人権連では、上のようなバッジを作成しました。デザインには、子ども虐待防止キャンペーンのオレンジリボンを入れ込んであります。

このバッジを見て子どもの権利条約そのものに関心を持ってもらい、子どもたち一人ひとりが大切にされる社会に少しでも近づくことができるように、子どもの人権連は、これからもとりくみつづけます。

バッヂを活用していただける場合、下記宛に必要数と送り先をお知らせください。

子どもの人権連事務局
〒 101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　日本教育会館 6F
TEL・FAX　03-3265-2197　　Email　kodomo@jtu-net.or.jp

また JTU(日本教職員組合)が「子どもの権利条約」についてのリーフレットを作成しました。
連絡先は下記の通りです。

日本教職員組合　教文局
〒 101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2
日本教育会館 6F
TEL：03-3265-2174　FAX：03-3230-0172

バッヂとあわせてお申し込みいただける場合は、JTU からリーフレットを取り寄せ、子どもの人権連からバッヂと一緒に送付させていただきます。

知っていますか？
「子どもの権利条約」

子どもは

ひとりの

人間だよ！

語ろう、守ろう　子どもの人権と未来を！

JTU 日本教職員組合

「べき論」でいいの？

「子どもはこうあるべき」
「おとなはこうあるべき」
「学校はこうあるべき」
「地域はこうあるべき」

「べき論」にこだわっていませんか？
理想の子どもイメージをおしつけていませんか？
子どもはおとなの所有物ではありません。「自分は大切にされている」「信頼されている」と自己肯定感をもつことができない子どもがたくさんいます。
「子どもはこうあるべき」とひとくくりにして見るのではなく、子ども一人ひとりの声をきき、寄りそい、支援することが大切ではないでしょうか。
子どもを「ひとりの人」としてとらえ、子どもの力を信じ、まかせて、見守っていきましょう。

子どもと向き合い、
いっしょに考えていきましょう！

このリーフレットの使い方

★裏面で「子どもの権利条約」（抜粋）を紹介しています。教室や家などに貼りましょう。

JTU 日本教職員組合
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館
tel 03-3265-2171（代表）
http://www.jtu-net.or.jp/

子どもの声きいてみませんか？

「いじめ」「虐待」「犯罪被害」など、子どもをとりまく痛ましい事件があとを絶ちません。格差社会のなかで、居場所を失い、将来の希望をもてない子どもがたくさんいます。
日本はいま、かつてないほど、子どもが大切にされにくくなっているのではないでしょうか？

だから、子どもの権利条約！

子どもはひとりの人間！ そのことを宣言したのが、「子どもの権利条約」です。
子どもとの関係を見直してみませんか？

「子どもの権利条約」を生かして

子どもたち一人ひとりが大切にされる社会へ

Q1 子どもの権利条約ってなに？

A

世界中の子どもの権利を保障するために、1989年の国連総会で採択され、日本でも1994年に批准されました。条約は、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利を守ることを定めています。批准国の政府は、子どもの権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

Q2 子どもの権利ってどういうこと？

A

子どもの権利は人権です。それは、責任や義務を果たしてから与えられるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもにあるものです。「遊ぶこと」や「休むこと」は子どもが育つためにとても大切です。大人や社会には、子どもにとってもっとも良いことは何かを判断し、子どもの権利をあたりまえのものとして保障する義務や責任があります。

Q3 子どもがわがままになるのでは？

A

子どもは自分の考えや願いを自由に表明し、おとなにきいてもらう権利があります。幼い頃から「きいてもらえる」「わかってもらえる」という経験がないと、困った状況になってもまわりの人に相談できなくなったり、自分に自信がもてなくなったりしてしまいます。子どもの意見を受け入れられないときには、その理由をていねいに説明することが大切です。

できることからはじめよう！

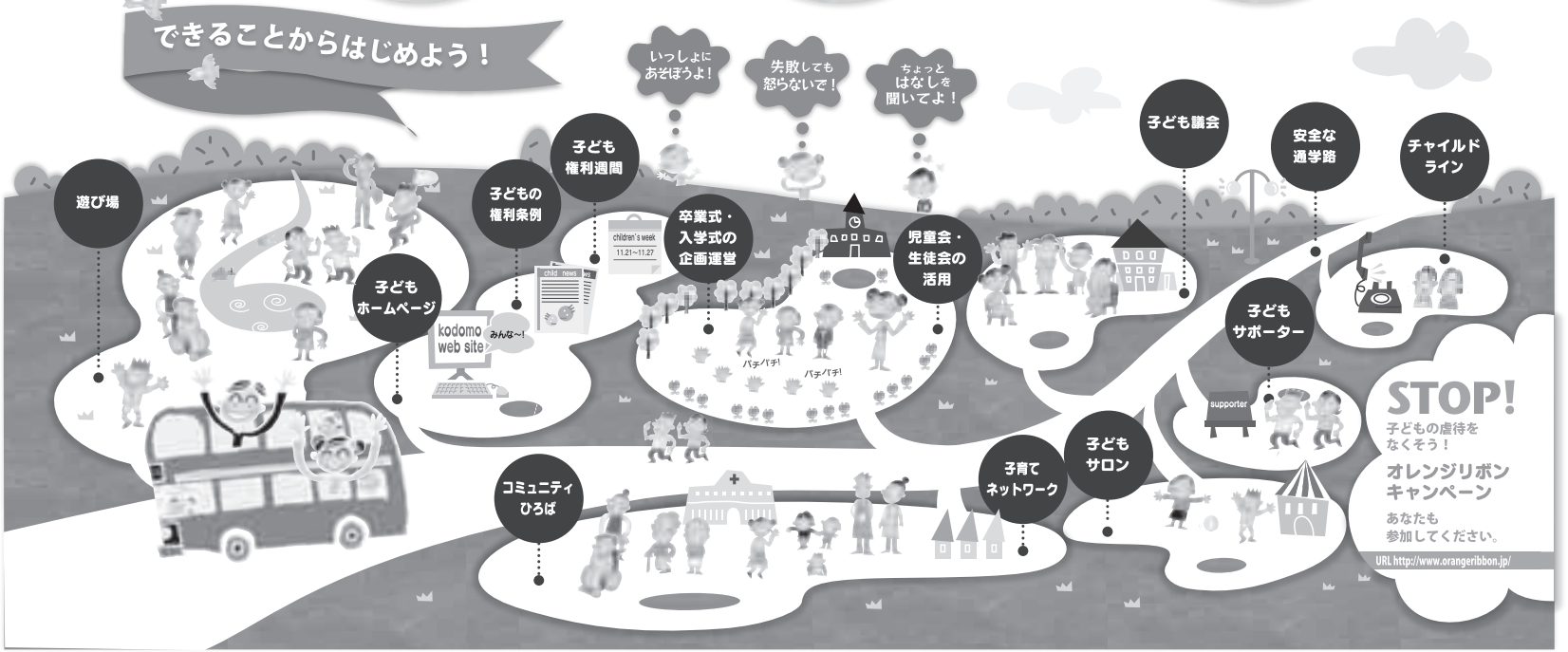

5歳まで生きられない子ども・1日に約2万8千人
現在、開発途上国では、5歳になる前の子どもの4人にひとりが栄養不良になっています。
そして1年間に約1010万人もの子どもたちが5歳になる前に命をうしなっているのです。

世界では？

安全な水が使えない人・10億人以上
世界では10億人以上の人びとが、川や池などの安全ではない水を使って生活をしています。
26億人以上がトイレを使えない生活をしています。そして、川や池から水をくんでくるのは、
多くが子どもたちのしごとです。

生きる権利

《第2条》差別は禁止です

子どもは、国のちがい、性別、考え方のちがい、障害があるか、お金持ちか貧乏か、などによって差別されません。

《第6条》人間らしく生きる権利

子どもはみんな、人間らしく生きる権利をもっています。

《第24条》治療を受ける権利

子どもは、病気になったときに治療を受ける権利があります。国は、子どもがいつも元気でいられるよう、できるかぎりのことをしなければなりません。

《第27条》人間らしい暮らしをする権利

保護者は、子どもが人間らしい暮らしが十分できるようにする責任があります。国はそれを助けます。

育つ権利

《第28条》学校で楽しく学習できます

子どもは、しかられるときにも、人間として、ほこりを傷つけられることはありません。

《第29条》教育の目的は子どもを伸ばすこと

子どものもっている力をのばしていくこと。自分やまわりの人を大切にすること。世界の言葉や文化などのちがいを知って、なかよくすること。自然を大切にすること。

《第31条》休んだり、遊んだり、楽しんだり

休んだり、遊んだり、文化・芸術に親しむことができます。

《第39条》傷ついても元気になるために

国は、戦争やひどい扱いにあって、子どもの心や体が傷ついたときは、元気になるようにあらゆることをします。

子どもの権利条約は子どものつよい味方！

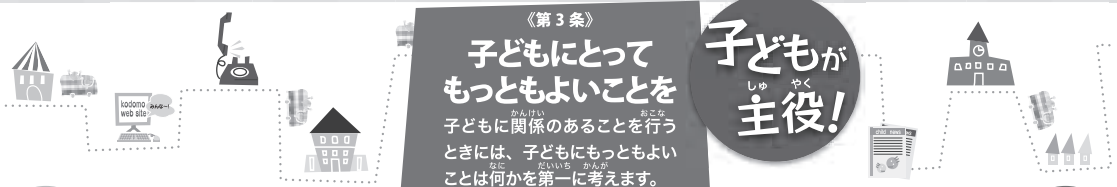

《第3条》
子どもにとってもっともよいことを
子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えます。

子どもが主役！

守られる権利

《第19条》暴力から守られます

国は、子どもが保護者の暴力で心や体を傷つけられたり、ひどい扱いを受けないように子どもを守らなければなりません。

《第23条》障害のある子どものために

障害のある子どもが個性やほこりを傷つけられずに生活を送れるよう、国は環境を整えなければなりません。

《第26条》社会保障が受けられます

子どもは、成長するために必要な費用や助けを受ける権利をもっています。国はできるかぎりのことをします。

《第34条》性的に利用されません

国は、子どもが性的暴力を受けたり、性的に利用されないよう守らなければなりません。

参加する権利

《第12条》意見を言う権利

子どもは意見を言うことができます。その意見は尊重されなければなりません。

《第13条》表現する自由、情報発信の自由

子どもはいろんなことを伝えたり、自由に自分を表現することができます。

《第15条》集まったり、参加したり

子どもは集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、そのことで、ほかの人に迷惑はかけません。

《第17条》知ることができます

子どもは、社会のなかでしあわせに育っていくために、自分に役立つ情報を知ることができます。

※子どもの権利条約の条文はわかりやすくまとめています。

子どもの兵士・約25万人
紛争・戦争の中で、現在約25万人もの多くの子どもたちが、なぐれば言うことをきく、給料がいらないなどの理由で兵士にさせられています。

世界では？

学校に行きたくても行けない子ども・1億1千万人以上。
貧しい家計を支える、家の仕事をするなどの理由で、世界では多くの子どもたちが、生きていくために、はたらかなければなりません。

子どもの人権連 第 23 回総会

2008 年 9 月 12 日（金） 17:30 ～ 20:00

日本教育会館 9 階　飛鳥
東京都千代田区一ツ橋 2 － 6 － 2
（地下鉄三田線、新宿線、半蔵門線　神保町駅から徒歩 3 分）

17:30 ～ 18:00　第 23 回総会
18:00 ～ 20:00　シンポジウム
○「児童の権利に関する条約　第 3 回日本政府報告」について（仮）

※　参加は無料です。
※　お問い合わせはこちらまでお願いいたします。
メール　kodomo@jtu-net.or.jp
電話・ファックス　03 － 3265 － 2197

第16回 子どもの権利条約フォーラム 2008 in みえ（仮称）

★ 2008 年 11 月 23 日（日・祝）
24 日（月・振替休日）
★アスト津・三重県庁講堂（三重県津市）

子どもの権利条約や育ちに関心を持ち、とりくみをしている団体や個人が集まり意見交換や交流を目的としています。

●いんふぉめーしょん/子どもの人権連 No.115 /2008 年 8 月号　2008 年 8 月 31 日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行＆編集人　子どもの人権連事務局
◆事務局　〒 101-0003　東京都千代田区一ツ橋２の６の２　日本教育会館 6F
TEL・FAX 03（3265）2197　e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:http://www.jinken-kodomo.net/
郵便振替／ 00180-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（１口）5,000 円、団体（１口）10,000 円